二　第百二十三条の八第九項　同項の特定引継資産の譲渡又は評価換えには、連結法人が特定引継資産の譲渡に伴い設けた租税特別措置法第六十八条の七十一第十一項若しくは第十二項、第六十八条の七十九第十一項若しくは第十二項、第六十八条の八十三第十二項若しくは第十三項又は第六十八条の八十五第十二項若しくは第十三項（収用等に伴い設けた特別勘定の連結納税の開始等に伴う益金算入）に規定する特別勘定の金額がこれらの規定により法第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する連結開始直前事業年度若しくは法第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する連結加入直前事業年度又は法第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する非適格株式交換等の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されることとなつたことを含むものとする。

三　第百二十三条の八第十一項　同項の特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額は、当該特定引継資産の譲渡につき租税特別措置法第六十八条の七十から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定により当該譲渡をした連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第六十八条の七十七（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号において「損金算入額」という。）がある場合には、当該特定引継資産の譲渡に係る対価の額から当該特定引継資産の譲渡直前の帳簿価額及び当該損金算入額に相当する金額の合計額を控除した金額とする。

四　第百二十三条の八第十四項、第十六項又は第十七項　前三号の規定は、同条第十四項に規定する損失の額及び利益の額の計算、同条第十六項に規定する被合併法人等特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の計算並びに同条第十七項に規定する他の被合併法人等特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の計算を行う場合について準用する。

第百五十五条の六第一項第一号中「第二十三条の二第二項及び第三項」を「第二十三条の二第三項及び第四項」に、「第六項（貸倒引当金）」を「第七項（貸倒引当金）」に、「第五十九条第三項及び第四項」を「第五十九条第四項及び第五項」に改め、同項第二号中「、第七十二条の二第四項及び第十三項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等）」を削り、「第百二十三条の八第二項第五号及び第十二項」を「第百二十二条の十四第八項から第十項まで（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）、第百二十三条の八第三項第五号及び第十三項」に改め、「第百二十三条の九第二項」の下に「及び第三項（これらの規定を同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第八項から第十項まで」を加え、「（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項の表法第五十条第六項、第五十二条第六項及び第五十三条第五項の項中「、第五十二条第六項及び第五十三条第五項」を削り、同項の次に次のように加える。

法第五十二条第七項	これらの規定に規定する内国法人が	連結親法人が連結法人の
法第五十三条第五項	同項の内国法人が	連結親法人が連結法人の

第百五十五条の六第二項の表第七十二条の二第四項の項及び第七十二条の二第十三項の項を削り、同表第九十七条第一項の項を次のように改める。

第九十七条第一項	内国法人を	連結法人を
	当該内国法人が	連結親法人が当該連結法人の
	内国法人の	連結法人の

第百五十五条の六第二項の表第百二十三条の八第二項第五号の項中「第百二十三条の八第三項第五号」を「第百二十三条の八第三項第五号」に改め、同表第百二十三条の九第二項の項中「第百二十三条の九第二項」の下に「及び第八項」を加える。

第百五十五条の七第一項中「若しくは被現物出資法人」を「、被現物出資法人若しくは被現物分配法人」に、「若しくは適格現物出資」を「、適格現物出資若しくは適格現物分配」に改め、同条第三項中「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に改め、同条第四項中「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（益金の額に算入される配当等の額）

第百五十五条の七の二　法第八十一条の四第三項（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定めるものは、同項の連結法人の受ける同項に規定する取得をした株式又は出資（第一号において「取得株式等」という。）に係る配当等の額（個別益金額（法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額をいう。以下この章において同じ。）を計算する場合に、法第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により、当該連結法人が受ける法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額とみなされる金額をいう。以下この条において同じ。）で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　当該取得株式等が適格合併、適格分割又は適格現物出資により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この号において「被合併法人等」という。）から移転を受けたものである場合　法第八十一条の四第三項に規定する予定されていた事由が当該被合併法人等の当該取得株式等の取得の時においても生ずることが予定されていた場合における当該事由に基因する配当等の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第八十一条の四第三項に規定する予定されていた事由に基因する配当等の額

第百五十五条の八第一項中「第八十一条の四第三項第一号」を「第八十一条の四第四項第二号」に、「当該連結事業年度に」を「各連結法人が同項の連結事業年度に」に改め、同項第一号中「各連結法人」を「当該各連結法人」に改め、「ものとし、当該連結事業年度が自己を分割法人とする分割型分割（法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び法第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行つた日の属する連結事業年度である場合にあつては、同日の前日の属する事業年度とする」を削り、同号ロ中「第五十二条の三（準備金方式による特別償却）又は」を削り、同号ニ及びヘ中「又は事業年度」を削り、同項第二号中「前号の」を「当該」に、「次に掲げる金額」を「期末関係法人株式等の帳簿価額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「第八十一条の四第三項第二号」を「第八十一条の四第四項第三号」に、「前項第一号の各連結法人が同条第三項」を「各連結法人が同項」に改め、「支払う」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号を次のように改める。